

# 「人事院勧告に準拠した賃金の不利益変更に関する団体交渉」(第2回)の概要

開催日時：2009年11月5日(木) 15時-16時35分

出席者

大学：高杉事務局長、大西総務部長、浅野職員課長、東人事課長

組合：神沼委員長、姉崎副委員長、福盛田書記長、西尾、小崎、各執行委員、石川、前田、各組合員

○：組合側発言、●：大学側発言、{ }内は組合責任での補筆

- 理事側から開会宣言の後、「賃金の不利益変更」の具体的内容について説明。
- (高杉理事・事務局長) 給与改定の趣旨について説明。{・基本給の引き下げの理由として、「一般社会の情勢への適応」・「独立行政法人法」に準拠・「給与法改正法案」に従う・公的財源より運営されていること・社会的責任を果たす・今回の改定は合理的だと判断している・不利益変更になると認識しているなど、前回と同様の内容を繰り返す。}

今回の改定は職員の生活に影響を与えるものと考え、代償措置として、安心して働ける環境を整備することとして、保育所の設置(来年度から)、職員の人材育成・能力向上、キャリアアップについて検討中、継続的に検討したい。改定による影響額は、6月期ボーナスで4億300万円、今回で3億7500万円、合計7億7800万円である。

○ 具体的なモデルケースについて詳しく聞きたい。

- 高杉理事が説明。各職種別モデルについて不利益変更の状況は次のとおり。

教授、	55歳、	配偶者と子2人、	27万円減額(年)
准教授、	50歳、	配偶者と子2人、	20.8万円減額(年)
助教、	40歳、	配偶者と子2人、	15.5万円減額(年)
助教、	30歳、		11.1万円減額(年)
課長、	55歳、	配偶者、	19.15万円減額(年)
係長、	40歳、	配偶者と子1人、	13.48万円減額(年)
主任、	35歳、		10.7万円減額(年)
係員、	30歳、		7.7万円減額(年)
看護師、	35歳、		11.1万円減額(年)
看護師、	30歳、		8.7万円減額(年)

これは、「大変に大きな不利益変更である」と述べる。

また、基本給月額引き下げを行わない若年層の級・号俸は次のとおり。

	1級	2級	3級	4級
一般職(A)	56号俸まで	24号俸まで	8号俸まで	
一般職(B)	68号俸まで	32号俸まで		
海事職(A)	52号俸まで	32号俸まで	8号俸まで	
海事職(B)	64号俸まで	44号俸まで		
教育職	44号俸まで	32号俸まで	12号俸まで	
医療職(A)	52号俸まで	32号俸まで	16号俸まで	4号俸まで

医療職（B） 56号俸まで                      40号俸まで                      16号俸まで                      4号俸まで

国と同じ方式で行いたい。

○ 人事院勧告（内容）の実施に関わって不利益遡及が問題になった事例は、国公労連が提訴した裁判と福岡双葉学園の裁判だ。国公労連の裁判は、東京高裁判決が内容的には不利益遡及を批判したものの、結論は、12月期末手当で「調整」するのは問題ないとした。しかしこの裁判は公務員に関するもので、労働条件法定主義の世界のものだ。従って、いくら労働者側が敗訴したとはいえ、労働法のなかにいるわれわれには参考にならない。

福岡双葉学園は、月例給は就業規則で定めているが、ボーナスは「その都度理事会が定める」というもので、北大とは違う。北大は月例給、ボーナスともに給与規程に定められているので、不利益遡及の行うのであれば就業規則（給与規程）を改定しなければならない。そうすると、その点に関する給与規程を改定が、労働契約法第10条に照らして合理的であるかどうかが改めて問われる。福岡双葉学園の事件も、北大がやろうとしている手続きとは質が異なる。

以上の判例のほかに、北大がやろうとしている手続きにとって参考になる判例はあるのか。

- 北大がやろうとしている手続きに合っている判例は、ほかにはないと思う。
- 「不利益遡及」ではなく、「調整」を行うものである。
- 「調整」の実態は「不利益遡及」だ。これは公務員の話であって、われわれは公務員ではない。
- (理事・事務局長)考えさせて下さい。
- 大学側の顧問弁護士は「不利益遡及」ではないと考えているのか。
- 弁護士に聞いているわけではない。
- (給与を) 変更しないと知っている大学があるが。
- 次回までに考えさせて下さい。
- 国の法律が変わったからやるというのは、大学独自の判断ではない。是非考えてもらいたい。
- そちらが依拠している論理は「閣議」決定だが、「閣議決定は『独立行政法人・・・の役職員の給与決定に当たっては、国家公務員の給与水準を十分考慮して国民の理解が得られる適正な給与水準とするよう要請する・・・』と述べている。あくまで『要請する』であり、命令とは違う。それなのに、北大のなかに配信されている文書では意図的に『要請する』の部分をカットして、あたかも閣議決定が命令であるかのように書かれているではないか。」
- 「要請」ですから私たちが判断して行っている。
- これまでは意図的に「要請」という言葉をカットして説明しているではないか。
- そのようなことはない。
- 独立行政法人通則法第63条3項は、『・・・給与の・・・支給の基準は、当独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定められなければならない。』と述べている。ところが北大は学内に配布した文書でも、前回の団交でも、『社会一般の情勢に適合』とは言っているが、『業務の実績を考慮し』の部分については全く触れていない。経営が苦しくて『業務の実績を考慮し』、労働者の給与を下げなければならないと言うのであれば、分からない話ではない。しかし、5年間で約100億円も目的積立金を出して、経営が苦しいとは到底いえない。『業務の実績を考慮し』の部分在意図的に避けた情報を学内に伝えて、とにかく不利益変更を行おうとしているのではないか。
- (目的積立金については) 最初の数年は、保守的運営をしてきて使わなかった。今は、教育・研究、国際化など本学の研究のために使っている。
- 百億円も積立金があるのは、人件費を削っているからではないか。
- 本学の研究のために使用している。
- 業務実態に即してというのは、経営が苦しい場合をいう。
- 「社会一般の情勢」について、組合側で調べたものがある。(資料配付)

北大職員の賃金水準は会社員よりも低い！！

A. 北大職員（事務・技術職員）の給与水準

(a)文科省「国立大学法人役員職員等の給与水準（平成20年度）」より

2008年度の年間給与 5,661千円

→  $5,661 \text{ 千円} \div 16.5 \text{ ヲ月} = 343 \text{ 千円/月}$  . . . . . ①

(b)2009年人事院勧告の別表第7より算出

(「北海道・東北」の「公務員給与」377,110円/月) × 0.87

= 328,085円/月 . . . . . ②

[ラスパイレス指数 87.0 (上記(1)の資料より)]

(参考)  $(328,085 \text{ 円/月}) \times 16.5 \text{ 月} = 5,413,402 \text{ 円/年}$

B. 人事院勧告における企業調査

行政職（一）と類似する事務・技術関係 22 職種

2009年人事院勧告の別表第7

「北海道・東北」の「民間給与」366,569円/月 . . . . . ③

(「全国」の民間給与 390,907円/月)

(参考)  $(\text{「北海道・東北」の「民間給与」} 366,569 \text{ 円/月}) \times 16.17 \text{ ヲ月}$

= 5,927,420円/年

C. 北海道人事委員会の勧告（2009年10月）における企業調査

道の一般行政職と類似する事務・技術関係 22 職種

北海道内企業の賃金 399,897円/月 . . . . . ④

(参考)  $(\text{北海道内企業の賃金 } 399,897 \text{ 円/月}) \times 16.02 \text{ ヲ月}$

= 6,406,349円/年

D. 札幌市人事委員会の勧告（2009年9月）における企業調査

市の行政職に相当する事務・技術関係 16 職種

札幌市内企業の賃金 395,917円/月 . . . . . ⑤

(参考)  $(\text{札幌市内企業の賃金 } 395,917 \text{ 円/月}) \times 16.12 \text{ ヲ月}$

= 6,382,182円/年

(②、①) < ③ < ⑤ < ④

われわれが人事院北海道事務局、北海道人事委員会、札幌市人事委員会から情報を得て調べた結果、北大の事務・技術職員の賃金は民間の賃金よりも低い。それなのに北大の事務・技術職員の賃金を引き下げると、ますます「社会一般の情勢に適合」しないことになる。むしろ、北大の事務・技術職員の賃金を民間レベルまで引き上げるべきだ。

● (理事、総務部長、人事課長)：ラスパイレスという話があったが、本学の給与水準は平成20年度で87%を出している。これは年齢別平均年収を出しているだけで、これだけで職員の給与が低いとはいえない。

○ であれば、資料を出して説明して下さい。口頭だけではだめだ。

○ では、「A-(b)」の数値(②)はカットして(=削除して)よい。それ以外の数値が何か間違っているというのか。間違っているというならば、北大の数値(①)を訂正するような具体的な資料と論理、及び3つの勧告が間違っているという具体的な資料を次回の団交で示せ。そのように具体的な数値を示してこの表(組合の作製した表)を訂正するのでなければ、われわれは納得できない。

○ 北海道の地域経済を考えれば、他地域と比べて、就業人口中、公務員比率が高い。人事院勧

告にもとづく公務員の賃金引き下げ、及びそれに準拠しようとする国立大学法人職員の給与引き下げは、明らかに他の民間企業の賃金引き下げの負のスパイラルを導き地域経済の深刻化に拍車をかける。北大財政の業務の実態を含めて、独自の判断が必要とは考えていないのか。

- (総務部長)：(組合の作製した表が)間違っているわけではないが・・・。
- では何なのか。
- ……………(沈黙)
- なぜ遡及する大学としない大学があるのか。今一番給与が高いのは、大阪大学だが、各大学の判断でできていることを示している。(人勸に)従わなかったら、罰則があるのか。
- 財務状況、一般情勢、政府の方針等を勘案している。
- 今までの説明と違うのではないか。「財務状況」とは、これまで言っていないのではないか。
- 事実上の人勸準拠ではないか。人勸に従うのであれば、給与を上げるべきではないか。
- 人勸は全体を見ているので、ラスパイレスということではない。
- (職員給与が低いということについて)北大が違うというのであれば、根拠を示すべきだ。
- 人勸は国民の理解を得るものだとして理解している。
- (北大職員の場合)格付け、昇格、昇任の水準により異なってくる。
- ラスパイレスは強引かも知れないが、①の額は合理性がある。
- これだけを比較するのは無理がある。役職の人数、格などが作用する。
- 役職数や格付けが低いということか。
- 昇任年齢等を下げていく予定。職務に応じた給与を支給していきたい。
- 地域全体の経済を考えているか。数字についてもきちんと出さない。これでは誠実な対応といえないのではないか。
- ………(無言)
- われわれの示した資料の2, 3, 4は超勤、通勤手当が入っていない。①は通勤手当だけ入っている。局長、数字をもってわれわれに教えて下さい。
- モデルケースを提出している。
- 社会一般の情勢というのであれば、札幌、北海道のデータを調べているのか。
- 人勸にしたがって行っている。
- 北海道、札幌の状況を調べているのか。
- ………(無言)
- 北海道の実態に即して、地方人勸は三者合同で調査している。あなた方のようなプロがいながら、データを集めていないのか。
- 数字をどう評価するか。人勸ベースで評価したい。
- それじゃ誠実な対応といえない。
- モデルケースを提示している。
- 今はモデルケースの前の議論をしているのに理解していない。次回で結構だから、このデータへの反論を示して欲しい。
- 難しい場合もある。
- ここに示しているのは民間のデータである。社会一般という場合は、それを示すべきである。
- 社会情勢という要素、国民に理解が得られるということも大事。
- これで国民の理解が得られると思うのか。これを技官や職員に理解が得られると思うのか。
- 国民の理解が得られることが大事。
- 低い給料をさらに下げるのは、誰にも理解が得られないのではないか。
- 今日はこれでということにしたい。代償措置についても提起したい。次回は11日午後4時から。

以上